

政令第百五十六号

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

理由

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める必要があるからである。